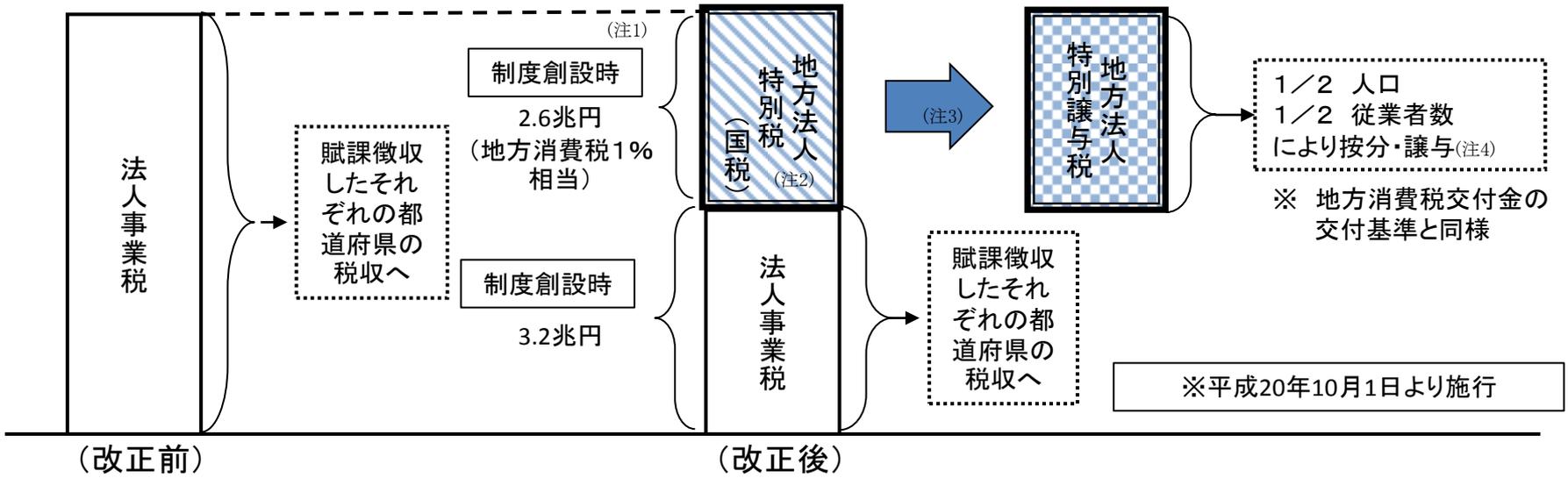


(資料4)

# 地方法人特別税の創設の経緯

# 地方法人特別税・譲与税について

○ 地方法人特別税・地方法人特別譲与税は、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」(地方法人特別税等に関する暫定措置法第1条)として創設されたもの。



- (注)
- 1 制度創設(平成20年度改正)時の、平成20年度当初の税収見込みをもととした地方法人特別税・譲与税の規模(平年度化後)。
  - 2 地方法人特別税(国税)は、都道府県が、法人事業税と併せて賦課徴収。
  - 3 地方法人特別税の課税標準は、法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)。
  - 4 都道府県が賦課徴収した地方法人特別税の税収は、その全額を、地方法人特別譲与税として、都道府県に譲与。

(単位：億円)

	制度創設時の 想定	H22実績	H23実績	H24地財
地方消費税1%相当額	26,000	26,419	25,503※1	26,466
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	14,159	15,427	16,564
偏在是正効果額等(地財)※2	4,000	2,000	2,300	(2,400)
減収となる団体の影響額	▲3,986	▲1,913	▲1,950	▲1,665
東京都	▲3,197	▲1,572	▲1,510	▲1,115

税源の偏在是正の観点から、  
制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

※1:「地方消費税1%相当額」の「H23実績」については、見込額。  
 ※2:偏在是正効果額等＝不交付団体から交付団体に譲与される額+地方再生対策費の創設による不交付団体の標準歳出の増額分。  
 「H24地財」は、相当する額がなく、括弧内に、地域経済・雇用対策費のうち、地域再生対策費に相当する額を記載。

# 地方法人特別税立案時の地方間の税源偏在の状況①

※平成19年4月25日経済財政諮問会議提出資料に、平成22年度決算の数値を加えたもの。

## (1) 地方税の偏在の状況

	偏在度（1人当たり税収：最大/最小）		集中度（東京 / 全国）	
	平成17年度	平成22年度	平成17年度	平成22年度
地方税全体	東京 / 沖縄： 3.2倍	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 東京 / 沖縄： 2.7倍	17.3%	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 17.0%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 東京 / 沖縄： 2.6倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 16.7%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 東京 / 沖縄： 2.6倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 16.5%
地方法人二税	東京 / 長崎： 6.5倍	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 東京 / 奈良： 5.4倍	25.8%	〔 地方法人特別税を事業税として復元 〕 24.6%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 東京 / 奈良： 5.4倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含まない 〕 25.0%
	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 東京 / 奈良： 4.0倍	—	〔 地方法人特別税・譲与税を含む 〕 22.0%
地方消費税 （清算後）	東京 / 沖縄： 2.0倍	東京 / 沖縄： 2.0倍	14.1%	14.9%

※都道府県・市町村分を含む。

## 地方法人特別税立案時の地方間の税源偏在の状況②

※平成19年4月25日経済財政諮問会議提出資料に、平成19年度決算及び平成22年度決算の数値を加えたもの。

### (2) 地方税収額の推移

	平成15年度 決算額	平成19年度予算額	平成19年度決算	平成22年度決算額
東京都	3兆9,360億円	5兆3,030億円 (15比+1兆3,670億円)	5兆4,973億円 (15比+1兆5,613億円)	〔地方法人特別税を事業税として復元〕 4兆5,228億円 (15比 +5,868億円)
	—	—	—	〔地方法人特別税・譲与税を含む。〕 4兆3,649億円 (15比 +4,289億円)
15年度財政力 指数下位8県	6,594億円	7,989億円 (15比 +1,395億円)	7,922億円 (15比 +1,328億円)	〔地方法人特別税を事業税として復元〕 7,152億円 (15比 +558億円)
	—	—	—	〔地方法人特別税・譲与税を含む。〕 7,457億円 (15比 +863億円)

※各年度とも、各年度決算統計中の地方税収入額を記載。

※平成15年度財政力指数下位8県とは、島根県、高知県、鳥取県、長崎県、秋田県、宮崎県、沖縄県、和歌山県。

※東京都の地方税収は、都区財政調整に係る調整税を含む。

## 地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯①

平成18年12月14日 平成19年度与党税制改正大綱(自由民主党・公明党)

第一 経済・社会を安定的に支える税制に向けて

法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していく必要がある。

平成19年1月26日 安倍内閣総理大臣施政方針演説

地方の活力なくして国の活力はありません。私は、国が地方のやることを考え、押しつけるという、戦後続いてきたやり方は、もはや捨て去るべきだと考えます。

地方のやる気、知恵と工夫を引き出すには、地域に住む方のニーズを一番よくわかっている地方がみずから考え、実行することのできる体制づくりが必要です。地方分権を徹底して進めます。新分権一括法案の三年以内の国会提出に向け、国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しを行います。その上で、交付税、補助金、税源配分の見直しの一体的な検討を進めるとともに、地方公共団体間の財政力の格差の縮小を目指します。道州制については、さらに議論を深め、検討してまいります。

## 地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯②

平成19年1～3月 国会において地域間の財政力の格差の問題が何度も取り上げられる。

(参考例)

平成19年2月5日参議院予算委員会

○尾身幸次財務大臣

例えば東京都におきましては、十八年度の基準財政収入が基準財政需要を約1.4兆円上回っているわけですが、この額は、最も財政事情が悪い八つの県の財源不足の合計額とほぼ同額になっている。八つの県といいますのは、島根県、高知県、鳥取県、長崎県、秋田県、宮崎県、沖縄県、和歌山県。この全部の財源不足額の合計が東京都の一つの財源過剰額に匹敵すると、こういうことになっているわけですが、こういう状況を考えますと、地域間の財政力格差の問題につきまして、今後、総務大臣ともよく相談をしながら真剣に取り組んでまいりたいと考えているわけでございます。

○菅義偉総務大臣

東京一極集中の話がありました。実は、私もさきの会合の中で東京問題というものを初めて実は指摘をさせていただきました。この問題についてやはり私どもも議論をしなければならない時期に来ているのではないかなと、今の状況がそのまま行けばですね、そういうふうには実は思っております。

ただ、この地方税の隔たりについては、法人二税が集中をしているわけでありましてけれども、偏在の少ない税というものを私どもは考える必要があると、このように思っております。

平成19年4月25日 経済財政諮問会議資料「地域間の財政力差の縮小について」(菅義偉議員(総務大臣)・尾身幸次議員(財務大臣)提出)

○近年、地方法人二税の税収が急速に回復していること等を背景に、地域間の税収の差が拡がり、財政力の差が拡大する傾向。

○この問題については、早急に対応すべき課題。

## 地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯③

5月25日 経済財政諮問会議資料「地方分権改革について」(菅議員提出)

### Ⅲ 地方分権を支える偏在度の小さい地方税体系の構築

#### 地方税を充実し、偏在度の小さい地方税体系を構築する

本年秋以降の消費税を含む税体系の抜本的改革や地方分権改革を通じ、

- ・ 国と地方の歳出比(4:6)を踏まえ、税源移譲を含む税源配分の見直しを行い、当面、国と地方の税収比1:1を目指して、地方税を充実
- ・ 地域間の偏りが最も小さい地方の基幹税である地方消費税の充実などにより、できる限り偏在度の小さい地方税体系を構築
- ・ 地方消費税の充実とあわせ、法人課税の国・地方の配分のあり方の見直しなどにより、税収の偏在を是正

#### 特に、税収の偏在の是正に早急に取り組む

同日 同「尾身議員提出資料」(尾身議員提出)

### 2. 地域間の財政力格差問題への対応

- ・・・地域間の財政力格差問題は、地方団体間の調整で対応するとの基本的な考え方に立った上で、検討を進めるべき。
- 地域間の財政力格差の最大要因は、地方法人二税の税収が偏在していること(最大/最小:6.5倍)。このため、財政力格差を是正するには、偏在の原因である地方法人二税自体の配分の見直しを検討することが重要。

同日 同「地方税財政改革による自治の確立」(伊藤隆敏議員・御手洗富士夫議員・八代尚宏議員提出)

### 原則2 地方分権の時代にふさわしい国税・地方税の設計にする

・地方間の偏在度を小さくする工夫を行うべきである

一例えば、

- ①偏在度の大きな法人二税について按分を変える方法、
- ②偏在度の大きな法人二税と小さな地方消費税を同額ずつ増減税する方法、
- ③偏在度の大きな法人二税を交付税財源にし、交付税財源である消費税を同額地方消費税とする方法、

等が考えられる。

## 地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯④

11月8日 経済財政諮問会議資料「地方の元気が日本の力(第2)「地方と都市の共生」プログラム(地方税財政上の対応)」(増田寛也議員(総務大臣)提出)

Ⅱ 地方税改革の方向を踏まえつつ、地方税の偏在を是正

2. 偏在是正の方法＝税源交換を基本に検討

偏在度の小さい地方消費税と偏在度の大きい地方法人二税を交換。(当面、消費税の地方交付税分を地方消費税へ、地方法人二税を国の法人税の地方交付税分に、それぞれ一部移管することを中心に検討)

同日 同「額賀議員提出資料」(額賀福志郎議員(財務大臣)提出)

地域間の財政力格差の問題について

1. 基本的考え方

国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況にある一方で、個別地方団体間では大きな財政力格差が存在。こうした状況の下で、地域間の財政力格差の問題については、地方団体間の水平的な調整で対応すべき。偏在の最大要因である地方法人二税の配分の見直しが最も効果的。

4. 税源交換について

なお、消費税と地方法人2税との税源交換については、国の法人税と地方法人二税との間では、課税標準等に相当の違いがあり(注)、地方法人二税から法人税へ税源移譲を行った場合、個々の納税者の税負担を相当変動させることが不可避であることに留意が必要。政府部門内の財政調整のために個々の納税者の税負担を変動させることは、国民の理解を得られないのではないか。

(注)法人事業税(地方税)には、収入金課税や外形標準課税など所得課税でない課税の仕組みがあるほか、法人税(国税)との間で様々な制度上の相違がある。

## 地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯⑤

11月22日 「地域活性化緊急対策～暮らし、仕事、希望の再生～」(自由民主党・地域活性化特命委員会)

### 2. 地域活性化に向けた課題と政策提言

#### ①地域間の財政力格差の縮小

##### (c) 当面の方策

偏在是正の方法については、

- ①偏在性の小さい地方消費税を引き上げる一方、交付税算入対象から消費税を外し、地方法人課税と交換する方策や、
- ②本年度は消費税の見直しと切り離し、地方法人二税の配分を見直す方策、
- ③まず国が地方交付税総額の一部を緊急措置として復元し、その上で税以外の方法による時限的措置を講ずべき

等の提案がなされた。地方税の見直しに係る具体的方策については、党税制調査会の議論にゆだねることとするが、地方の歳出構造の変化を踏まえた地方税改革の方向を明確にするとともに、その方向に沿った具体策となる必要がある。

いずれにせよ、①今回の偏在是正は都道府県間を対象とし、市町村税は後日に譲ることとするが、さらに、②偏在是正の方法如何を問わず、これによって生み出された財源は、新たな地方再生・地域活性化対策費として地方交付税の特別枠とし、その上で、市町村に配慮し、地方負担の軽減や合併後の対策、地域活性化に資するよう重点配分する仕組みを検討すべきである。

## 地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯⑥

11月20日 「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」(政府税制調査会)

国民がゆとりと豊かさを実感でき、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現する観点から、地方分権改革に取り組んでいく必要がある。地方の活力を取り戻すためにも、地方の自立を推進し、真の地方分権を確立しなければならない。納税者が身近なところで税を納め、その用途をチェックすることの意義も大きい。こうした地方分権の観点から、国・地方の財政状況、国・地方の税体系のあり方等を考えながら、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築し、地方税の充実確保を図ることが重要である。また、地方公共団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方間の税源の偏在を是正し、その格差の縮小を目指すことが喫緊の課題となっていることから、総合的な検討を進め、早急な対応を図るべきである。

(その他の主な意見)

- ・ 国際的に見て地方法人課税がない国もある中、法人が地域間で移動しやすいことを踏まえ、地方税として法人に課税することが税体系上妥当か。
- ・ 法人も地方サービスから受益がある。法人事業税は応益性との関係で物税としての要素が認められており、外形標準化をすすめる所得課税の割合を落としていくことが望ましいと考えるが、法人課税が地方税にふさわしくないということにはならない。
- ・ 地方法人課税の税収の配分に水平的な調整が必要。
- ・ 国税と地方税の税目調整を含め、地方の税目については地域間格差の少ない税目に変えていくことが必要。
- ・ 地方法人二税の地域間格差については、税の観点からだけでなく、地方交付税のあり方とあわせて議論が必要。

# 地方法人特別税・譲与税の導入までの経緯⑦

平成20年 1月11日 「平成20年度税制改正の要綱」(閣議決定)

## 八 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

### 1 地方法人特別税

#### (1) 納税義務者

法人事業税(所得割又は収入割)の納税義務者とする。

#### (2) 課税標準

標準税率により計算した所得割額又は収入割額とする。

#### (3) 税率

①付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 148%

②所得割額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率 81%

③収入割額によって法人事業税を課税される法人の収入割額に対する税率 81%

#### (4) 賦課徴収

地方法人特別税の賦課徴収は、都道府県が法人事業税の例により併せてこれを行うこととする。

(注)上記の改正は、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

### 2 地方法人特別譲与税

地方法人特別税の創設に伴い、地方法人特別税の税収の全額を人口等一定の基準により都道府県へ譲与する地方法人特別譲与税を創設する。

### 3 その他所要の措置を講ずる。